

## 長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針について（解説）

### 1. 基本指針を定める理由

- 長野県は、平成 25 年 3 月 25 日に「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」を公布するとともに、施行しました。
- この条例では、知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域を、当該区域を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができることとされています。
- 水資源保全地域においては、土地の所有者は、土地取引等について事前に知事に届出する必要がありますし、知事はその届出内容を市町村に通知し、その概要を公表するとともに、必要があれば、助言、立入調査等を行うことができるとされています。
- この水資源保全地域の指定に当たって、必要な事項を定めるものが、水源地域における水資源の保全に関する基本的な指針（以下「基本指針」といいます。）であり、次の 4 項目から構成されています。
  - ・ 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項
  - ・ 水資源保全地域の指定に関する事項
  - ・ 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項
  - ・ その他水資源の保全に関し必要な事項
- この基本指針は、以上の 4 項目について、環境審議会の意見を踏まえて策定・公表するものです。

### 2. 基本指針（答申案）の解説

基本指針（答申案）	解 説
<b>冒頭</b>	
<p>長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号。以下「条例という。」）第 8 条第 1 項の規定により、水源地域における水資源の保全に関する基本的な指針として、「長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を次のとおり定める。</p>	

基本指針（答申案）	解 説
1 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項	
<p>(1) 水資源の保全のための方針</p> <p>清らかで豊かな水は、全ての生命の源であり、私たちの日常生活や経済活動を支え、文化を育むとともに、豊かな生態系を形成していく上で貴重な資源であり、全ての県民が将来にわたって引き継いでいかなければならない。</p> <p>その水資源は、日本アルプスをはじめとした山地部や盆地などの低地部に水源を有し、その涵養機能は、県土の8割を占める森林や水田が担っている。</p> <p>水資源を保全するためには、県、市町村、土地所有者等のそれぞれがそれぞれの役割を果たすことが必要であり、特に次の3点を相まって進めることが重要である。</p> <p>ア 市町村にあっては、地下水の取水に関して条例などにより規制を課すなど、独自の判断で水資源の保全に努めること。</p> <p>イ 土地所有者等にあっては、森林・水田の整備・活用を通じて水源涵養機能を維持・増進し、水資源の質の保全及び量の確保に努めること。</p> <p>ウ 県にあっては、水資源の保全が必要な地域を水資源保全地域として指定し、その上で、いつ、誰によって、どのような目的で当該地域内の土地取引等が行われるか常に把握し、当該土地の取引等について適切に指導・監視していくこと。</p> <p>基本指針においては、用語の定義、水資源保全地域の指定に当たった考え方、同地域において土地所有者等が配慮すべき事項などを定めるものとする。</p>	<p>○県、市町村、土地所有者等の3者の役割を明記しました。</p> <p>○各市町村で水資源の状況や保全に関する考え方が異なる現状を記述しました。</p> <p>○土地所有者等が果たす役割について、水資源の質の保全及び量の確保の観点から記述しました。</p> <p>○県が果たすべき役割の指導・監視の中には、助言、立入調査、勧告、公表が含まれます。</p>

基本指針（答申案）	解 説
1 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項 <続き>	
<p>この基本指針に定めるものの他、将来にわたって良好な水質を保全することについては、条例第1条に定めるとおり、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）により取り込まれるべきものである。</p> <p>(2) 用語の定義</p> <p>ア 水資源</p> <p>水道用水、農業用水、工業用水等として公共の用に供する資源及び生態系の保全に供する資源としての水をいう。</p> <p>イ 地表水</p> <p>取水地点において地表面上を流下している水又は地表面上に滞留している水をいい、河川水、湖沼水、ダム水、湧水を含む。</p> <p>ウ 地下水</p> <p>未固結の堆積物間隙中に存在する水（間隙水）及び岩石の亀裂や割れ目に存在する水（裂ヶ水）をいう。</p> <p>エ 取水地点</p> <p>地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。</p> <p>オ 水源地域</p> <p>地表水については(ア)、地下水については(イ)のとおりとする。</p> <p>(ア) 取水地点及び集水区域をいう。</p> <p>(イ) 取水地点について、他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が降下する場合におけるその範囲をいう。</p>	<p>○良好な水質の保全については、長野県水環境保全条例により取り込まれるべきことが条例第1条に定められています。</p> <p>○「生態系の保全に供する資源」として、人が用いる以外の水資源も決めました。</p> <p>○「公共の用に供する資源」の判断は一義的には市町村長が行うこととなります。</p> <p>○存在する状態に着目して定義しました。</p> <p>○湧水については、取水地点に着目して地表水に含みます。</p> <p>○存在する状態に着目して定義しました。</p> <p>○取水地点は、現に存在するものだけでなく、予定地点を含むものとししました。</p> <p>○水源地域については、地表水と地下水がそれぞれ異なるため、別々のものとして定義しました。</p>

基本指針（答申案）	解 説
1 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項 <続き>	
<p>カ 水資源保全地域 水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して、水源涵養機能の維持・増進など水資源の保全のため必要があると認める区域であって、知事が条例第9条により指定する区域をいう。</p> <p>キ 土地所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう（条例第4条と同じ）。</p> <p>ク 基本原則 条例第2条（「水資源の保全は、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることに鑑み、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう推進されなければならない。」）のとおり。</p>	
2 水資源保全地域の指定に関する事項	
<p>(1) 基本的な考え方 水資源保全地域の指定については、条例第9条により、次の3つの方法が定められている。</p> <p>ア 水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域について、当該区域を管轄する市町村長が指定の申出をし、知事が指定する方法</p> <p>イ 水源地域が複数の市町村の区域にわたる場合や隣接する他の市町村に所在する場合など、市町村長が他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定を要請する場合の当該区域について、知事が関係市町村長の意見を聴いて指定する方法</p>	<p>○条例第9条に定められた3つの方法を、分かりやすく記述しました。</p> <p>○指定の申出に当たっては、指定する区域の土地所有者等に対して指定の申出をする旨の説明をすることが求められます。</p> <p>○財産権を侵害することはないので、同意を得ることまでは必要ありません。</p> <p>○水源が他の市町村にある場合などについては、指定の要請を受けて知事が水源のある市町村の意見を聴くことになるので、要請をする前に当該市町村の了解を得ることが望まれます。</p>

基本指針（答申案）	解 説
2 水資源保全地域の指定に関する事項 <続き>	
<p>ウ 土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源保全地域として指定することが特に必要であると認める区域のうち、当該区域を管轄する市町村長からの指定の申出及び他の市町村長からの指定の要請がない場合の当該区域について、知事が関係市町村長の意見を聴いて指定する方法</p> <p>水資源保全地域における土地取引等の事前届出の実効性を確保するためには、関係市町村長の理解と協力が不可欠であることから、同地域の指定に当たっては、保全すべき水資源の選択、優先順位等を含めてアによるものを原則とする。</p> <p>イ又はウによるものについては、当該区域を管轄する市町村の意見を十分に踏まえることとする。</p> <p>(2) 区域設定の考え方</p> <p>水資源保全地域の区域設定の考え方は、地表水、地下水の別により、次のとおりとする。</p> <p>ア 地表水の場合</p> <p>取水地点及び集水区域の全部を基本とする。</p> <p>なお、個々の水源の地形、地質等の状況から、集水区域にかかわらず区域を設定すべきと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域を超えて設定することができるものとする。</p>	<p>○指定の申出及び指定の要請がない場合に、知事が関係市町村長の意見を聴いて指定することもできます。</p> <p>○関係市町村長の申出により指定することを原則とする旨を明記しました。</p> <p>○「保全すべき水資源の選択、優先順位等」とは、上水道、農業用水、工業用水など様々な水資源の何を選択し、優先するか等について市町村長の判断に任せる意味です。</p> <p>○湧水については、集水区域にかかわらず区域を設定すべきと考えられる場合があるので、その場合の考え方を決めました。</p>

基本指針（答申案）	解 説
2 水資源保全地域の指定に関する事項 <続き>	
<p>また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とすることができるものとする。</p> <p>ただし、集水区域が広範囲に過ぎて土地取引の事前届出制度の実効性を確保できない場合については、水資源保全地域を指定しないことができるものとする。</p> <p>イ 地下水の場合</p> <p>取水地点について、他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が低下する場合におけるその範囲（以下「影響範囲」という。）の全部を基本とする。</p> <p>この影響範囲について正確に把握するためには水源の立地条件等を考慮した広範囲に及び調査が必要であり、この調査がされている場合にはそれにより影響範囲を確定することとする。</p> <p>ただし、調査が困難である等の理由によりそれにより難しい場合には、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲について、水源の地形、地質（透水性）、取水深度、取水量等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、その全部又は一部の区域をもって影響範囲とすることもやむを得ないものとする。</p>	<p>○国有林又は公有林については、集水区域の全部を指定する必要がないので、その場合の考え方を定めました。</p> <p>○千曲川、犀川、天竜川の下流域に取水地点がある場合を想定しています。</p> <p>○影響範囲について正確に把握するための広範囲に及び調査（範囲は水源の立地条件等を考慮して決定）を行っている場合には、それにより影響範囲を確定することとします。</p> <p>○調査が困難である等の理由により影響範囲を確定できない場合の考え方を定めました。</p>

基本指針（答申案）	解 説
2 水資源保全地域の指定に関する事項 <続き>	
<p>なお、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲内に山林が含まれる場合のその山林部分については、一般的には、影響範囲のうち地表水の集水区域と重なる部分もかなりあると想定されることから、集水区域をもって影響範囲とみなすことができるものとする。</p> <p>この場合、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて集水区域の全部を影響範囲とみなす必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域をもって影響範囲とみなすことができるものとする。</p> <p>(3) 水資源保全地域から除外する区域の考え方</p> <p>国有地、県有地及び市町村有地については、条例の目的を達成するために水資源保全地域の指定を行う必要がないので、(2)の規定に関わらず、水資源保全地域としないものとする。</p> <p>(4) 区域設定にあたっての留意事項</p> <p>ア 指定の区域については、地番及び「水資源保全地域図」で示すものとする。</p> <p>イ 水資源保全地域の指定に当たっては、次の事項に配慮しながら、適切に行うものとする。</p> <p>(ア) 指定の申出に当たっては、取水に関する条例などの規制、都市計画、土地利用計画等との整合を図ること。</p> <p>(イ) 農業、林業、観光業など地域における産業の健全な発展も併せて図ること。</p>	<p>○取水地点から一定距離の範囲内に山林が含まれる場合の山林部分についての考え方を決めました。</p> <p>○これにより、山間地に地下水の取水地点がある場合についても区域設定ができることとなります。</p> <p>○道路敷、河川敷、国有林、県有林、市町村有林を含めて、国有地、県有地、市町村有地は除外します。</p> <p>○事前届出の対象について、面積要件（森林以外：500㎡を想定）を設けることとする代わりに、除外する区域は設けません。</p> <p>○都市計画、土地利用計画と整合を図ることにより水資源保全地域の範囲を拡大又は縮小することができることとしました。</p> <p>○規制の側面だけでなく、農業、林業、観光業など産業の健全な発展も併せて図ることを明記しました。</p>

基本指針（答申案）	解 説
<b>2 水資源保全地域の指定に関する事項 &lt;続き&gt;</b>	
<p>(ウ) 森林法に基づく市町村森林整備計画における森林の機能区分の位置付けと十分な調整を図ること。</p>	<p>○施業の方法と十分な調整を図るべきことを明記しました。</p>
<b>3 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項</b>	
<p>水資源保全地域は、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう、水資源を保全する必要がある地域である。</p> <p>そのために、土地所有者等の果たす役割は大きく、水資源の保全に寄与するよう図るとともに、水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為を行わないよう配慮することが求められる。</p> <p>具体的には、次のとおりである。</p> <p>(1) 水源地域における土地利用に関する他の法令及び条例第10条(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)等の規定を遵守すること。</p> <p>(2) 市町村によっては、独自の判断で地下水の取水に関する条例などの規制を行っている場合があるので、当該規制のある市町村においては、当該規制を遵守すること。</p> <p>(3) 森林及び水田が有する水源涵養機能を維持・増進するために、整備が必要な場合は、県又は市町村と協力し、又は支援を受けて必要な措置を行うよう努めるとともに、善良な管理の下での使用に努めること。</p> <p>(4) 自家消費の目的以外で水を採取する行為、採取した水そのものを所有地外に運び出す行為、敷地の大部分を難透水性の舗装で覆う行為、敷地内の砂利を採取して難透水性の土と入れ替える行為などであって、かつ、水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為をしないよう配慮すること。</p>	<p>○土地所有者等が積極的に行うべきことを第三に明記しました。</p> <p>○これにより県又は市町村に対して森林の整備について特別の支援を求めるものではありません。</p> <p>○採取した水を原料として製品を製造する場合を念頭に置いたものではありません。</p> <p>○左記に該当する行為であっても、市町村の企業誘致により、又は市町村の取水等の規制に係る手続を経た場合には、この規定の適用はありません。</p>

基本指針（答申案）	解 説
<b>3 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項 &lt;続き&gt;</b>	
<p>(5) 従前と大きく異なる土地利用、近隣・周辺の土地利用と調和しない土地利用など水資源の保全に支障を生ずるおそれのある土地利用を行わないよう配慮すること。</p>	<p>○水資源の保全に支障を生ずるおそれのある土地利用を例示しています。</p> <p>○これらの行為・土地利用を制限することは土地所有者等の行為・土地利用をある程度制約することになりますが、水資源の保全という目的達成のために許容される限度を超えるものではないと考えます。</p>
<b>4 その他水資源の保全に関し必要な事項</b>	
<p>全ての土地所有者等、事業者及び県民の責務については、条例第4条から第6条までに、次のとおり定められている。</p> <p>これは水源地域に限らず、県内全域を対象として取り組まれ、又は努められるべきことである。</p> <p>(1) 土地所有者等の責務</p> <p>土地所有者等は、基本原則にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為をしないよう努めなければならない。</p> <p>(2) 事業者の責務</p> <p>事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、水資源の保全に十分な配慮をしなければならない。</p> <p>(3) 県民の責務</p> <p>県民は、水資源の保全についての関心と理解を深めるように努めなければならない。</p> <p>なお、水資源保全地域を除く水源地域における土地所有者等にあっては、3の(1)及び(2)の事項については遵守するとともに、(3)から(5)までの事項については配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>○条例に定められている内容を引用し、これらは県内全域について取り組まれ、又は努められるべきことを明記しました。</p> <p>○条例からの引用です。</p> <p>○条例からの引用です。</p> <p>○条例からの引用です。</p> <p>○水資源保全地域に指定されていない水源地域における土地所有者等の努めるべき内容について明記しました。</p>

### 3. 水資源保全地域の指定のスケジュール

○策定・公表された基本指針を踏まえて、市町村長からの申出等が行われ、関係行政機関の長に協議し、及び環境審議会の意見を聴いた上で、14日間の公告・縦覧を経て知事が指定します。

○水資源保全地域の指定は、平成25年7月以降、上記の手続を経て順次行う予定です。